

富士北麓県有地高度活用事業者公募支援業務委託仕様書

1 目的

近年、県有地を取り巻く社会経済情勢や地域ニーズの変化を踏まえ、地域ブランドの向上や安定財源の確保につながる活用が求められている。このような状況の下、富士北麓県有地については、地域の将来像や周辺環境との調和を前提とした高度な活用を通じて、富士北麓地域全体の地域ブランドの向上に資することが期待されている。

一方で、新たな貸付により民間事業者の参画を図るにあたっては、県有財産としての公共性を十分に確保しつつ、公平性・公正性・透明性の高い手続に基づき、事業内容や実施体制において質の高い事業者を選定することが不可欠である。そのためには、関連施策を踏まえ、行政側の意向や地域特性を整理するとともに、民間事業者の専門的知見や市場性を的確に把握し、公募条件に適切に反映させる必要がある。

本業務は、富士北麓県有地の高度活用を通じて、地域ブランドの向上と適正な賃料に基づく安定財源の確保の両立を図ることを目的として、高度活用事業者の公募実施に向けた一連の準備業務を支援するものである。具体的には、事業者へのサウンディングを通じた民間ニーズ・事業アイデアの把握、公募に必要な条件整理や事業スキームの検討、並びに募集要項等の作成等を行うことで、民間事業者が参画しやすく、かつ県の施策目的に合致した公募の実現を目指すものである。

2 委託業務名称

富士北麓県有地高度活用事業者公募支援業務

3 履行期間

契約締結の日から令和8年12月28日まで

4 委託業務内容

当該高度活用事業者の公募が令和8年12月中に開始できるよう、(1)~(6)の業務を行う。
富士北麓県有地の位置（地番：富士河口湖町船津剣丸尾 6663-1、面積：約 488,000 m²）は、次の図のとおりである。



(1) 土地活用方針の整理等

- ・ 山梨県が別途提示する土地活用方針（原案）を基に、事業者公募に向けた具体的検討事項を整理する。
- ・ 事業者へのサウンディング結果等を踏まえ、事業者公募時の資料として土地活用方針を整理する。

(2) 事業者へのサウンディングの支援

山梨県が行うサウンディング調査について、次の支援を行う。

- ・ ヒアリング資料の作成
- ・ ヒアリング先の選定
- ・ ヒアリングの実施
- ・ 議事録作成

(3) 事業収支の検討・経済波及効果の算定

- ・ サウンディング結果等を踏まえて、想定される民間事業の条件を整理し、事業収支の検討を行う。
- ・ 土地活用による経済波及効果を算定する

(4) サウンディング結果を踏まえた公募条件等の整理・検討

- ・ 事業者へのサウンディング結果を踏まえた詳細な公募条件の整理・検討
- ・ 土地造成やインフラ整備等に係る費用負担等の事業者支援策の検討

(5) 事業者公募資料の作成

募集要項、契約書、その他公募にあたり必要な資料の作成を行う。

(6) 事業者選定委員会の検討

委員会の実施概要、委員構成等の検討を行う。

5 関連施策

富士北麓県有地近傍で進められている、本業務に関連する山梨県の施策は次のとおりである。

(1) 富士トラム

事業予定地の所在する富士山北麓地域と富士山五合目やリニア山梨県駅などをトラムで結ぶ富士トラムネットワーク構想を検討中。

参照 URL <https://www.pref.yamanashi.jp/fujisan/fuji-tram.html>

(2) 富士五湖自然首都圏フォーラム

事業予定地が含まれる地域について、リゾート地と首都圏機能を掛け合わせた先進的な地域とすべく、芸術・教育・環境・ビジネスが交差する地域づくりを展開。

参照 URL <https://fuji5lakes-forum.jp/>

(3) 富士山五合目再整備に向けた調査検討

富士トラムにより事業予定地の所在地域と接続予定の富士山五合目について、信仰の場にあふふさわしい景観とすべく再整備に向けた調査検討を実施中。

参照 URL <https://www.pref.yamanashi.jp/shinchaku/fujisan-hz/0706/proposal-gogoumesaiseibi.html>

6 成果品

本業務に関する成果品は次のとおりとし、詳細は契約時に山梨県と協議の上、決定する。

(1) 紙媒体

本業務で作成した全ての資料（図表、打合せ資料等を含む）を整理し、実績報告書としてとりまとめること。

体裁：A4判縦（A3判の折込可）、横書き、フルカラー

部数：10部

(2) 電子媒体

(1)の電子データをWindows対応の電子媒体（CD-R等）に格納する。

データは基本的に編集可能な形式（MS-Word、MS-Excel、MS-PowerPoint等）及び印刷可能な解像度のPDF形式で納入すること。

7 留意事項

- ① 本業務の遂行に際しては、関係法令等を遵守すること。
- ② 本業務に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。特に、本業務により知り得た個人情報については、本業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。
- ③ 本業務において個人情報を取り扱う場合には、「富士北麓県有地高度活用事業者公募支援業務委託契約書」別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- ④ 本業務の遂行に当たっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つよう心掛けなければならない。
- ⑤ 本業務の実施で得られた成果、情報（個人情報・企業情報を含む）等については山梨県に帰属する。
- ⑥ 本業務は、契約期間終了後も含めて、山梨県監査委員や会計検査院の検査の対象となる場合がある。検査の対象となった場合には、本業務の報告や資料提出等、積極的に協力すること。また、本業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、本業務の終了年度の翌年度から5年間保存しておくこと。
- ⑦ 本業務の実施にあたっては、随時、山梨県へ連絡、報告、協議のやりとりを行う等、情報共有を密にしなければならない。
- ⑧ 本業務の全部を一括して再委託することは認めない。但し、本業務の一部を委託する場合については、事前に山梨県の承諾を得るものとする。

8 その他

本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた場合は、山梨県と受託者で協議の上、山梨県の指示に従うものとする。